

表5 教育職員免許取得に関する履修方法等（健康福祉学部健康科学科）

26年度入学生用

養護教諭免許を取得するためには、「Ⅰ養護に関する科目」「Ⅱ大学が独自に設定する科目」「Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」を修得する必要があります。

各分類の必修科目と必要単位数は次の通りです。

養護教諭一種免許

Ⅰ 養護に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	衛生学 公衆衛生学	2 2		（予防医学を含む）
学校保健	2	学校保健	2		（学校安全を含む）
養護概説	2	養護概説	2		
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談活動論	2		
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		
解剖学・生理学	2	解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ	2 2		Ⅰ科目選択必修
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学 薬理学		2 2	
精神保健	2	学校精神保健	2		
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学概論 看護技術Ⅰ 看護技術Ⅱ 看護臨床実習 救急処置Ⅰ 救急処置Ⅱ	2 2 2 3 2 2		
					（事前・事後指導を含む）

備考 必修科目（31単位）を含み33単位以上修得。

Ⅱ 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等	左記に対応する開設授業科目			
	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	養護活動論Ⅰ	2		
	養護活動論Ⅱ	2		
	人体の構造と機能及び疾病		2	
	臨床医学		2	
	精神医学と精神医療Ⅰ		2	
	精神医学と精神医療Ⅱ		2	
	健康・医療心理学		2	
	人権教育		2	

備考 必修科目（４単位）を含み７単位以上修得。なお、「Ⅰ 養護に関する科目」「Ⅳ 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち免許法施行規則に定める単位数を超えて修得した単位を「Ⅱ 大学が独自に設定する科目」に含めることができる。

Ⅲ 教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育 体育実技	2	Ⅰ	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅡ	2		
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	データサイエンス入門	2		
		情報処理学Ⅰ 情報処理学Ⅱ		Ⅰ Ⅰ	

IV教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位 数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経 営的事項(学校と地域との連携 及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児 童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	1		
道徳、総合的な 学習の時間等 の内容及び生 徒指導、教育相 談等に関する科 目	道徳、総合的な学習の時間及び総合 的な探究の時間並びに特別活動 に関する内容	6	道徳教育論 総合的な学習の時間の指導法 特別活動論	2 1 1		
	教育の方法及び技術(情報機器及 び教材の活用を含む。)		教育方法論 (ICT活用含む)	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	1		
	教育相談(カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。)の理論及び方法		学校教育相談	2		
教育実践に 関する科目	養護実習	5	養護実習	5		(事前・事後指 導を含む)
	教職実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	2		

備考 必修科目(27単位)を含み27単位以上修得。

養護教諭一種免許状取得のための学外実習(養護実習、看護臨床実習)を履修するためには、以下の条件を満たしていなければなりません。ただし編入生については本学入学前の既修得科目により配慮する場合があります。

看護臨床実習：以下の科目の単位を修得済みであること

解剖生理学Ⅰ、解剖生理学Ⅱ、養護概説、看護学概論、看護技術Ⅰ、教職概論、教育原論、人権教育

養護実習：履修登録時点で、看護臨床実習に参加済みであり、以下の科目の単位を修得済みであること

解剖生理学Ⅰ、解剖生理学Ⅱ、養護概説、看護学概論、看護技術Ⅰ、看護技術Ⅱ、救急処置Ⅰ、養護活動論Ⅰ、教職概論、教育原論、人権教育

教科「保健」の免許を取得するためには、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目」「Ⅱ大学が独自に設定する科目」「Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」を修得する必要があります。

各分類の必修科目と必要単位数は次の通りです。なお、中学校の免許取得にはこの他に介護等体験が必要です。

Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目

ⅰ) 中学校一種免許「保健」

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目 区 分		単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	生理学・栄養学	28	解剖生理学Ⅰ	2	2	(学校安全を含む)
			解剖生理学Ⅱ	2		
			栄養学	2		
			微生物学			
	衛生学・公衆衛生学		衛生学	2	2	
			公衆衛生学	2		
			環境衛生実習			
	学 校 保 健 (小 児 保 健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		学校保健	2	2	
			小児疾患総論	2		
			小児疾患各論	2		
			救急処置Ⅰ	2		
			学校精神保健	2		
			健康教育学原論			
保健科指導法Ⅰ		2				
保健科指導法Ⅱ	2					
保健科指導法Ⅲ	2					
保健科指導法Ⅳ	2					

備考 必修科目（28単位）を含み28単位以上修得。

ii) 高等学校一種免許「保健」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目					
科目区分		単位数	授業科目	単位数		備考	
				必修	選択		
教科に関する専門的事項	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	24	解剖生理学Ⅰ	2	2	(学校安全を含む)	
			解剖生理学Ⅱ	2			
			栄養学	2			
			微生物学	2			
	衛生学・公衆衛生学		衛生学	2			2
			公衆衛生学	2			
	環境衛生実習						
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		学校保健	2			2
			小児疾患総論	2			
			小児疾患各論	2			
救急処置Ⅰ		2					
学校精神保健		2					
健康教育学原論							
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	保健科指導法Ⅰ	2	2 2				
	保健科指導法Ⅱ	2					
	保健科指導法Ⅲ						
	保健科指導法Ⅳ						

備考 必修科目(26単位)を含み26単位以上修得。

Ⅱ 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目		人体の構造と機能及び疾病		2	
		臨床医学		2	
		精神医学と精神医療Ⅰ		2	
		精神医学と精神医療Ⅱ		2	
		健康・医療心理学		2	
		人権教育		2	

備考 中免希望者は、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目 i)」の選択科目又は「Ⅱ大学が独自に設定する科目」の選択科目より合わせて4単位以上を修得。なお、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目 i)」及び「Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等」のうち免許法施行規則に定める単位数を超えて修得した単位を「Ⅱ大学が独自に設定する科目」に含めることができる。

高免希望者は、「Ⅰ教科及び教科の指導法に関する科目 ii)」の選択科目又は「Ⅱ大学が独自に設定する科目」の選択科目より合わせて12単位以上を修得。なお、「Ⅰ教科及

び教科の指導法に関する科目 ii) 」及び「IV教育の基礎的理解に関する科目等」のうち免許法施行規則に定める単位数を超えて修得した単位を「II大学が独自に設定する科目」に含めることができる。

Ⅲ教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	保健体育 体育実技	2	1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅡ	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	データサイエンス入門	2		
又は情報機器の操作		情報処理学Ⅰ 情報処理学Ⅱ		1 1	

Ⅳ教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2		中免のみ
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中免10 高免8	道徳教育論	2		
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術		教育方法論（ICT活用含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導論	1		
	生徒指導の理論及び方法		学校教育相談	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		進路指導論	1		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
教育実践に関する科目	教育実習	中免5 高免3	教育実習（中学校） 教育実習（高等学校）		5 3	（事前・事後 指導を含む） 選択必修
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		

備考 中免希望者は必修科目（23単位）、選択必修科目（5単位）を含み28単位以上修得。

高免希望者は必修科目（21単位）、選択必修科目（3単位）を含み24単位以上修得。

教育実習（中学校・高校）を履修するためには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- ・ 3年生で養護実習を終えて、その単位を修得していること。
- ・ 保健科指導法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのうち2科目以上の単位を修得していること。